

# 大間町商工事業者臨時給付金

## 申請の手引き

### 申請期間

令和3年

7月20日(火)～9月30日(木)

当日消印有効

※ただし、窓口提出は9月30日(木)17時まで

申請要件、申請方法など

## おねがい

申請に当たっては、本手引きの要件、記載例をご確認ください。申請書類に不備があると内容確認や審査に時間がかかり、支援金の振込までにお時間がかかることがあります。

また、申請書受付後、申請いただいた内容、添付書類等の確認をします。必要に応じて、記載内容等について、確認することがあるほか、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 給付金について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策として町内商工事業者に対し臨時給付金を交付します。

## 給付金の額

1商工事業者へ10万円

## 交付の要件

以下のすべての要件に該当すること

◆町内に住所及び事業所(本店)を有する商工事業者。ただし、町外に住所を有していても、町内に事業所(本店)を所有し、営業していて、そのことを証明できる場合は対象とする。(法人・個人事業者)

◆令和3年1月から5月までのいずれかの月(減収月)の売上収入が前年又は前々年(いずれかの年を選択する。以下「**基準年**」)の同月(以下「**基準月**」)と比較し20%以上減少している商工事業者(創業1年に満たない事業者等は、減収月の前後3カ月平均と比較し20%以上減少していること)

◆事業継続する意欲があること。

◆令和3年1月1日以前から営業していること。

◆申請者、申告書の名義、口座名義は同一とする。

## 申請に必要な書類

### ◆個人事業者の方

(1) 交付申請書

(2) 確定申告書(第一表)の控えの写し

※令和2年を基準年とした場合は令和2年分

※令和元年を基準年とした場合は令和元年分と令和2年分の両方

※収受日付印が押されていること。

※e-tax の場合は受付日時が印字されているか、ない場合は受信通知の控えが必要

(3) 基準月の売上高を確認できる書類の写し

#### ◆青色申告者の場合

所得税青色申告決算書の控えの写し(1、2ページ目)

※令和2年を基準とした場合は令和2年分

※令和元年分を基準とした場合は令和元年分と令和2年分の両方

※提出ができない場合、月次の事業収入が確認できない場合は、白色申告者の例によります。

#### ◆白色申告者の場合

※基準年の1月から12月までの期間に係る各月の月間事業収入の分かるものの写し

※売上台帳、帳面等

※提出できない場合は、確定申告書から基準年の月平均の事業収入を算出することとなります。

(4) 売上減少となった月(令和3年1月～5月のいずれかひと月)の売上高がわかるものの写し※売上台帳、帳面等

(5) 誓約書

(6) 公的身分証明書

(7) 通帳写し(申請者と同一名義)

## 申請に必要な書類

### ◆法人の方

(1) 交付申請書

(2) 法人税の確定申告書(別表一)の控えの写し

※基準月を含む事業年度分のもの

※収受日付印が押されていること。

※e-tax の場合は受付日時が印字されているか、ない場合は受信通知の控え

が必要

(3) 法人税の確定申告書(法人事業概況説明書)の控えの写し(両面)

(4) 売上減少となった月(令和3年1月～5月のいずれかひと月)の売上高がわかるものの写し※売上台帳、帳面等

(5) 誓約書

(6) 法人名義の口座通帳の写し

(7) その他町長が必要と認める書類(個別に提出をお願いする場合があります)

## よくある問い合わせについて

**Q 町内の商工業者とは、どのようなものですか？**

**A 町内に住所及び店舗を有する商工事業者です。商工業者の定義は、自己の名前をもって商行為をすることを業とする者。または、店舗その他これに類似する設備によって販売を業とする者です。  
移動店舗でも、営業許可書の内容によっては該当にならないこともあります。  
また、町外に住所を有していても、町内に事業所(本店)を所有し、営業していて、そのことを証明できる場合も対象としております。**

**Q 町外の申請の確認には、どうするのですか？**

**A 営業物件の本人名義の納税通知書、資産証明書などの写し、  
登記事項証明書等  
賃貸物件では、契約書など。  
店舗の所在地が具体的に記載されている営業許可書等**

**Q 売り上げが減少していない場合は、支給対象にならないのですか？**

**A 対象になりません。**

**Q 申請者と申告書の名義が違う場合は、該当になりますか。**

**A 申請者と申告書の振込先口座の名義を同一としているため、名義が違う場合は、該当になりません。**

**Q 令和3年1月以降に創業した場合、支援金の対象となりますか？**

**A 基準日が令和3年1月1日以前から営業していることが条件ですので、該当になりません。**

理由として、令和3年1月以降の創業した事業者は事業継続が短く、新型コロナウイルスの影響が減少したことを確認することは困難であるため、支援金の対象としておりません。

**Q 申請方法を教えてください。**

**A 申請での混雑を回避するため、申請書類を大間町ホームページからダウンロードするか、町役場産業振興課の窓口でお受け取りにいただき、必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、大間町役場産業振興課に郵送か、産業振興課に電話で来日時の予約をして提出になります。**

**Q 青色申告者で所得税青色申告決算書を税務署に提出していますが、月次の事業収入を記載すべきところ、記載していません。提出書類に変更はあるでしょうか？**

**A 白色申告と同じ扱いになります。売上比較の対象として選択した令和元年又は令和2年の1月から12月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面など)の写しが必要となります。なお、提出ができない場合は省略が可能です。月間の事業収入は、確定申告書第1表の控えの写しから基準年の月平均の事業収入を算出したものとします。**

**Q 売上とは何を指しますか？**

**A 確定申告書類において「事業収入」として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、給与収入、年金収入、不動産収入などは含みません。**

**Q 営業の申告が二つある場合は、どうなりますか？**

**A 営業内訳書を提出してもらい、内容確認しての判断になります。**